法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2026-11-24

自由民権派の「琉球処分論」 : 士族糾弾論・帰属論・処分論の潮流

比屋根, 照夫

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究 / 沖縄文化研究
(巻 / Volume)
1
(開始ページ / Start Page)
79
(終了ページ / End Page)
97
(発行年 / Year)
1974-06-20
(URL)
https://doi.org/10.15002/00013120

自由民権派の「琉球処分論」

——士族糾弾論・帰属論・処分論の潮流——

比屋根　照　夫

一

「日本は総ての文明国民の歴史に表はされてゐるところの危機にだんだん近づきつゝあるのであった。即ち、人民が次第に政治上の一要素をなしつゝあって、政治家等は、その国を治めようとする場合には人民の向背をば考慮のなかに入れざるを得ないやうになりつゝあったのだ」(1)

明治十二年、二度目の外遊から帰国し、熱気をはらむ自由民権運動の渦中に身を投じた馬場辰猪がしたためた自叙伝の一節である。馬場が述べるように、〝危機〟をはらみ、明治十年代の後半の頂上へと昂揚してゆく自由民権運動は、程なく琉球処分の断行を迎える明治十二年代へと差しかかろうとしていた。一方、明治政府も、維新変革の激動を浴びることなく、放置されていた琉球を日本国内の一還へと位置づけ、琉

球統合へのプログラムを着々と布石して、ようやく明治十二年を迎えようとしていた。(2)

そして、まさに琉球処分の断行が闡明にされんとする明治十二年三月、馬場辰猪と同様に自由民権運動の渦中にあった鉄腸末広重恭は、前年を回顧し、「激瀑」の奔流、自由民権運動につき、「人民ガ開明ノ進歩ヲ希望スルハ流水ノ平準ヲ求メルニ異ナラズ或ハ平流トナリ或ハ激瀑トナリ地勢ノ高低ニ応ジテ其ノ形状ヲ変化スルモ其ノ平準ヲ得ルニ至ラザレバ止マザルナリ」(3)と述べる。

こうして、「流水ノ平準」を求めるがごとく、日本全国を席巻する自由民権運動の渦中で、まさに断行されようとする琉球処分に対し、自由民権派は、どのように対応しようとするのか。自由民権派の鉄腸末広重恭、成島柳北、高橋基一らの依拠する『朝野新聞』は、琉球処分の断行につき、「我国権ヲ伸張シ沖縄県民ノ幸福を進捗ス」(4)と断定的な口調で語る。『朝野新聞』が語るように、琉球処分をもって、「我国権」の「伸張」、「沖縄県民ノ幸福」の「進捗」、換言すれば民権の進捗と把握される時、自由民権派の『朝野新聞』にとって、琉球処分とは、近代日本の統治支配のいまだ及ばない辺境地域琉球に対して、外政、内政の緊急不可欠な要請として、国権の伸張と民権の進捗とを同時的に貫徹達成すべき課題として掌握される。この課題を実現するに際して、外政上の要請とは、琉球帰属をめぐる日清間の国権争覇の現下において、琉球処分の断行によって琉球の日本帰属を対外的に鮮明にし、国権の伸張・確立につとめることである。かつまた、内政上の要請とは、琉球処分の断行により、琉球王国・藩を解体して近代日本へと統合し、伝統主義的な王国・藩体制の解体・改革を通して民権の進捗・発展につとめることを意味する。

対外的観点と対内的観点、国権と民権の連動交錯——この交錯領域において自由民権派の琉球処分論を

把握する時、ここで三宅雪嶺が『同時代史』で述べる国権と民権の交錯を想起せねばならない。

三宅雪嶺は近代日本におけるかかる国権と民権の内在的連関を『同時代史』、明治十二年の条で次のように把握する。

「自由主義が唱へられてより、民権と国権とが相ひ関連して人の頭脳に浮べること、外国より自由の知識を得つゝ、別に意見を構造せりと謂ふべし。他国の例にては民権は民衆の専制政府の圧迫に反抗するが為めにし、国権は政府が事を外に構へて民心を籠絡するが為めにし、往々氷炭相ひ容れずと考へらるゝが、日本にては民権張りて国権張り、民権張らずして国権張らずと断定す」（傍点、筆者）

雪嶺が言う「民権張りて国権張り、民権張らずして国権張らず」との命題は、まさに『朝野新聞』一派が琉球処分に関して主張する『我国権ヲ伸張シ沖縄県民ノ幸福（民権！）ヲ進捗ス』との課題、すなわち、国権と民権の同時的貫徹の命題にほかならない。

こうして断行されようとする琉球処分に対して、『朝野新聞』に依拠する自由民権派内の琉球処分論派は、この課題をどのようにして追求しようとするか。(5)

二

明治十二年一月九日、自由民権派の政論新聞『朝野新聞』（以下『朝野』と略称）に発表された論説「琉球処分論」(6)は、明治政府の琉球処分断行に対処する自由民権派の姿勢を典型的に表明している。末広重恭、

成島柳北らと共に『朝野』にあって健筆をふるった高橋基一の執筆による論説「琉球処分論」は、琉球処分の断行を在野から要求する自由民権派の典型的な主張である。琉球処分断行の前夜、琉球問題をめぐって沸騰する在野から高橋基一が希求する「琉球処分論」の中核とは何か。その中核とは、高橋が説く「其名実両ナガラ之レヲ全ウシ我ガ日本国ノ面目ヲシテ蕞爾タル一島ノ愚民ノ為メニ汚ガサレザルノ一点」、すなわち、迅速なる琉球処分の断行に凝縮される。ここでしばらく高橋論説の諸相を追跡してみよう。

高橋はその論説の中で、明治五年以来の対琉球政策を顧みて、明治政府の対琉球政策の基本を「政法ハ務メテ慰撫開導」と把握する。したがって琉球士族階級がわが政府に対し、「失礼無礼ノ挙動又ハ請求」があっても忍耐でもってこれに接し、「頑固蒙昧ニ出ズル者」としてこれを深く問責せず、「宇内ノ通義」をもってこれらに対処し、導いて「開明ノ域」に誘導しようと努めたと考える。明治政府の「慰撫開導」主義、「宇内ノ通義」に立脚する「開明ノ域」への誘導に抵抗・対立する「頑固蒙昧」なる琉球士族――この琉球士族に対して高橋らはいらだたしさを込めてその姿勢を糾弾する。

「琉球藩ノ鈍愚ナル理ヲ聴イテ其理ヲ悟了スル能ハズ道ヲ聞イテ其道ニ就看スル能ハズ且ツ徒ラニ支那国藩属ノ虚栄ニ恋々シテ却テ我国ノ彼ヲ遇スル寛仁大度ノ政法ヲ猜凝シ日ニ月ニ益ス甚シキニ至レリ」

高橋に典型される自由民権派の対琉球認識、対琉〝愚民〟観の基底に貫流するものは、明治政府の慰撫開導主義、開明化の方向に抵抗する琉球士族階級への不信感、「支那藩属ノ虚栄ニ恋々」たるこれらに対する自由民権派の不信感の表明であった。だから高橋は、琉球士族階級の対応が「全藩民ノ意向」ではなく、「唯閥官吏ノ僅々ナル社会」に過ぎず、一般民衆は「概子政府ノ法規ノ公平ナルヲ慕ヒ我国民ノ自主

自由ナルヲ羨ム如キノ情況」であると述べ、自主自由を希求する一般民衆と清国帰属に恋々たる士族社会との矛盾、乖離をつくのである。

高橋のこの視点は、一面、国権扶植の手段たる琉球処分断行の障害となる閥族専横の社会を除去し、国権の扶植・確立と共に一般民衆の権利の振興、すなわち、民権の進捗を意図する視点であるとも把握しうるものである。したがって、閥族官吏のわずかな社会勢力に対し、高橋が放つ峻厳な指弾の声は、ほかでもない琉球帰属をめぐって国権の覇を競う緊迫した日清対峙の政治状況下において、これらの社会勢力こそが「日本ノ面目」（国権の尊厳）を傷つけ、「支那国藩属」へと著しく傾斜しつつあると考えるからなのである。

こうして、慰撫開導、開明化の論理によって政府の対琉政策を弁明し、日清対峙の現下における緊急な課題を琉球に対する国権の明示に求める高橋は、明治政府の統合路線を下から弁明、補強する方向を支持し、政府に断固たる処置を要求する。すなわち、清国藩属に恋々たる閥官吏の社会勢力が政府の「政法」に逆らうならば、琉球藩の内治の事務に「干渉」することを好まない政府も、その挙動を「条理ニ乖戻」するものとして、「慰撫開導ノ政法」を変じて「内治ニ干渉」する方向へと転換し、「純然タル我藩民ノ名実ヲ全フスル処置」に踏み切らざるを得ないと述べる。かくて高橋基一が希求する「琉球処分論」の帰結点とは、閥族官吏の挙動によって日本の面目が傷つけられ、国権の尊厳が損傷され侵犯される事態にかんがみ、慰撫開導主義から内治干渉主義への対琉政策の転換を正当化すること――このことにある。しかも、その帰結点とは、閥族官吏の挙動に対し、「我日本国ノ面目ヲ蔑爾タル一島ノ愚民ノ為メニ汚ガサレ

ザルノ一点」、すなわち、国威発揚、国権伸張の観点から琉球処分を断行することに集約される。

さて、閥族官吏を含む琉球士族階級への糾弾を一般民衆と対置して強硬に打ち出す『朝野』の論点は、同年一月十日付論説、「琉奴可ㇾ討（ツミス）」[7]において極点に達する。この論説は東京在住の琉球藩要路、富川親方（毛鳳来）、浦添親方（馬兼才）の両名が、琉球処分による琉球亡国の危機意識を抱き東京駐留の諸外国公使に「小国危急」[8]との陳情をなし、両名を含む東京在住の琉球藩要路に対し政府が退去命令を出した「琉球救国請願事件」[9]への『朝野』の反応である。浦添、富川両人の請願行動は、『朝野』の論説者をいたく激怒させ、「甚ダシイ哉琉奴ノ我ガ日本帝国ヲ蔑視スルヤ甚ダシイ哉琉奴ノ支那国ニ傾慕スルヤ」と発言させ、「我ガ厚遇ヲ忘レ我ガ寵眷ニ背キ斯クノ如キ無礼不敬ノ文章ヲ作為シ之ヲ外人ニ捧ゲ」と発言させるに至る。「我ガ三千万ノ兄弟」この陳情文を読んで、「大喝一声琉奴ノ面ニ唾セント欲セザル者有ランヤ故ニ我輩ハ多言ヲ要セズシテ曰ク琉奴可ㇾ討」（傍点、原文のママ）とは、国権の威信を損傷する者への問責・糾弾を主張する『朝野』論説[10]の一節である。

こうして『朝野』に典型される「琉球士族糾弾論」は、他の民権派新聞にも波及してゆく。『朝野』に「琉奴可討」論が掲載された同日（一月十日）、同じく自由民権派の『東京曙新聞』（以下『曙』と略称）は、「琉球救国請願事件」に関し、明治政府が東京在住の琉球藩首脳富川・浦添らに対し東都からの退去命令を出したことと、松田道之の再度の琉球派遣を報じ、早晩断行されるであろう琉球処分を予測する。『曙』は、「琉球ノ制度ヲシテ如何様ニ改革スルモ固ヨリ我政府ノ権内ニ在リ」[11]と断固たる口調で琉球の日本領有を主張し、清国の琉球問題への容喙を排除するため、この処分を着手するに際して「疾雷耳ヲ掩フニ遑

マナキガ如ク」[12]迅速果断なる措置に出ることを強調する。『曙』の論説は、清国に対する琉球藩士族階級の大勢、とりわけ〝琉球救国〟のため「脱清亡命」[13]を果たし、清国々内で亡命活動を続ける幸地親方朝常ら脱清亡命グループの動向を憂慮する。なぜならば、これら脱清亡命グループの琉球救国運動を清国が採用することにより、日清間に琉球問題をめぐる外交的紛議、軍事的対決が惹起され、ひいては琉球問題の解決が、ますます困難になるとの危機意識を抱くからなのである。

したがって清国が琉球問題に関して主張するいかなる「論理」に対しても、琉球領有の正当性に立脚し、琉球が日本に帰属すると言う近代「公法ヲ以テ(清国ヲ)説破スルニ足ルベキ」[14]とし、清国および琉球士族階級の主張は万国を律する公法の原理に合致しないとする。

しかも、より重要なことは、琉球が日本の統治支配に服せず、「我国体ノ欠典」[15]となっている現実なのであり、それゆえに「政府ガ今日ヲ以テ其処分ヲ決行セラントスルトキハ是亦不得已ノ情勢」[16]とし、「疾雷」[17]のごとく琉球処分を断行せよ——と主張する。

万国公法の原理に基づく琉球への領有権の主張、琉球への国権の明示、国家主権の排他的行使等々をもって清国を「説破」し、日本の境内に属する琉球をすみやかに日本国内一般の諸制度へと帰着させ、「国体ノ欠典」を回復する行為——これを「琉球処分」と『曙』は言うのである。このように上からの(明治政府の)琉球処分断行を『朝野』とひとしなみに希求する『曙』は、『朝野』紙上に表明された「琉奴可討」論に対し、民権派諸新聞の中でもっとも深い共鳴を示すのであった。明治十二年一月十三日、『曙』新聞は、論説員、横地敬三の論説「読朝野新聞琉奴可討論」をかかげ、「琉球救国請願事件」に対し、『朝

野』論説以上のきびしい口調で論難する。横地の〝憤激〟の様を横地が述べる所に語らせよう。

「余輩ハ之ヲ一読シ憤恚交モ至リ紙ヲ机上ニ展ヘテ黙然タルモノ小時間ノ久シキニ及ヘリ嗚呼此藩ガ我国庫ヲ軽侮シ我国体ヲ凌辱シ不敬無礼ヲ我帝国ニ加フルコト何ゾ其レ斯ノ如クニ甚シキヤ」(18)

さらに続けて横地敬三は、琉球が「我国朝ノ大恩」を受けながらも毫もこの「大恩」を「徳」とせず、常に心を「清国ニ委子首鼠両端時ニ我邦ヲ疎外スルノ挙動」あるは今日に始まったことではない。「余輩ハ其嫌悪スベキノ風説ヲ聞ク毎ニ常ニ切歯ニ堪ヘザリシ」と横地は息もつかせぬ口調である。かつ、今日まで「国是」に係わるものとして沈黙にふし去っていたが、ここに及んで琉球の不敬無礼はほとんど「其極ニ達シ」、このように請願書を外国公使に提出するに至り、ついに一部の論者をして「琉奴可討ノ言ヲ発セシムルニ至」った。されば「余輩ト雖トモ安ゾ一言ヲ陳シテ論者ト共ニ該藩ノ罪憎ムベキノ状ヲ鳴ラシ以テ我帝国ノ威権ト光栄ヲ回護センコトヲ努メザル可ケンヤ」と横地は言う。

琉球の〝不敬無礼〟に対する激しい嫌悪感と侮蔑感の表明、帝国の威権、国権とその栄光の熱烈な護持――横地の琉球処分論は、高橋基一のそれと相こだましつつ、この時期の自由民権派の底流となっている国権拡張論の極地を示すものと言える。ここにおいては、高橋基一が指摘する図式、一般民衆対閥族官吏との対比、留保さえなく、あるいは『郵便報知新聞』が指摘する図式、一般臣民対叛民、国事犯徒との対比(19)さえも存在しない。あるのは「琉球藩」と「帝国ノ威権ト光栄」との赤裸々な対決である。

このように、国権の発揚、帝国の光栄を熱烈に唱導する横地敬三は、琉球藩に対する明治政府の「恩遇」の「深高ナル」を史実に依拠しつつ略述し、その筆頭に琉球漁夫虐殺事件に端を発する征台出兵をかかげ

る。すなわち、征台出兵によってわが国が軍事力および兵力などで払った多大な犠牲に対する「高義深恩」は、まさに「喜拉馬亜ノ山モ其高キヲ比スルニ足ラズ圧倒瀾多ノ洋モ其深キヲ比スルニ足ラザル」ものとする。

しかるにこの「高義深恩」にそむきこの大恩を忘れ、わが日本を疎斥し、わが国威を慢侮し、あまつさえ「其仇敵即チ台湾人ヲ以テ自己ノ管民ト認ムル所ノ清国ニ眷恋シ其正朔ヲ奉シ其朝貢ヲ絶タズ」とさえ言う。

こうして、明治政権成立後の対琉政策を温情主義の表明とする横地はこれにそむく琉球に対し、「鳥獣ダモ尚恩ヲ記ス義ヲ忘レ恩ニ背キ反覆不忠ノ業ヲ為スコト琉堅ノ如キハ今日ノ腕力世界争奪天地ニ於テモ余輩ガ稀レニ見ル所ナリ」との琉球侮蔑感をも表明するに至る。しかも、横地は自ら持する蔑侮感を顧みるいとまもなく、「此小国属藩ノ為メニ慢侮」され、「我帝国ノ威権ト光栄ヲ汚損」されたことを激怒し、「琉球ノ為メニ軽蔑セラルヽコト斯ノ如クンバ日本ノ国威明治ノ政績ハ果シテ何処ニ在リヤ」と問う。こうして問われる国威発揚の下、琉球の歴史的境位について、単に「我天皇陛下ノ臣民ナル徳川将軍ニ服従セル薩摩ノ大名島津氏ノ隷属」と言う階層的秩序にのみ整序され、その歴史的事由に基づき琉球の日本領有・帰属の厳然たる正当性が主張されるにとどまり、いかなる意味においても琉球の直面する歴史的境位に言及することはしない。

まさにあるものは、「此蕞爾タル小藩」が「一国」を自称し、「言ヲ巧ニシテ外人ニ媚ビ以テ我ニ叛カンコトヲ謀ル何ゾ憎ムベキノ甚シキヤ」とする糾弾の声であり、「属藩人民ガ不敬無礼此極度ニ達スルヲ」

容認せば、「帝国ノ国権ヲ回護シテ外ガ強大国ト対立」せんとする現下日本の国威、国権の損傷となると言う主張である。

このようにして、明治政府の対琉姿勢――「誠」、「仁」に対し、琉球藩の対日姿勢――不「忠」、不「義」と把握する横地の論理的帰結は、裏切られた温情主義の裏返しとして、「余輩ハ断シテ信ズ苟モ我帝国ニシテ其威権ト光栄ヲ永久ニ保持センコトヲ欲セバ決シテ此不敬無礼ノ藩民ヲ臥榻ノ傍ニ鼾睡セシムベカラザルコト」と言う武断主義へと傾斜する。

ひるがえってみれば、自由民権派にとって琉球問題に対する本質的な課題とは、薩摩統治下三世紀にも及ぶ琉球の歴史的境位を具体的現実に即して検討考察せず、国威、国権発揚の観点から清国へと傾斜する琉球士族を〝琉奴〟、〝琉堅〟と呼称して糾弾することにより、日本の威権、国権の回復を主張することなのか、あるいは薩摩統治下の〝前近代的〟歴史遺産を保有したまま〝近代〟へと突入した琉球の歴史的境位を実情に即して検討考察し、その具体的現実に即して民権の伸張を図り、統合の具体的プログラムの設定を模索することなのか――このいずれかにほかならない。まさにこの後者の方向こそが自由民権派にとって「我国権ヲ伸張シ沖縄県民ノ幸福（民権！）ヲ進捗ス」る方向性を指示するものであったはずである。換言すれば、自由民権派は国権のいまだ扶植、伸張されていない地域琉球の人民の諸権利をいかに進捗すべきかの命題、すなわち、近代日本の統治支配の及んでいない複雑な国際的、国内的境位に存在する琉球に対し、清および欧米列強に向ける対外的な国権の明示と対内的な民権、琉球人民の諸権利の進捗と言う対外、対内をつらぬくきわめて困難な命題に直面していたと言える。琉球問題をめぐる自由民権思想の試

金石は、この意味において、対外的な国権伸張の主張と対内的な民権進捗の主張との均衡調和をいかにして保有していくかにあったと考えられる。だがしかし、この困難な命題の解決が、西欧列強のアジア侵出と言う明治十年代の緊迫した国際関係の下で、日本の対外的な独立自営を目指す大義名分を伴いつつ、琉球に対する対外的な国権の扶植・伸張を至上命題にして進行する時、自由民権派の主要な関心が、琉球に居住する人間の社会的、政治的諸権利の拡大、増進よりも、琉球をめぐる対外的、国防的権益を含む国権伸張へと向けられていったことは否定し得ない重い事実である。

琉球問題をめぐる対外関係（国権）の重視と対内関係（民権）の軽視という不均衡な論理的帰結を横地敬三の琉球論にみることができる。すでに論及したように、そこにあるのは、琉球に対する領有権、国威、国権の主張のみであり、琉球の歴史的現実に立脚して民権の伸張を図り、統合の具体的プログラムを設置することを放棄し、あげて琉球士族及び琉球藩の意思を糾弾する声ばかりである。以上の論及を要約すれば、高橋基一、横地敬三の琉球論は、前者が慰撫開導主義から内治干渉主義への傾斜を構造的特質とし、これに対応して後者は温情主義から武断主義への傾斜を構造的特質とする。

ここに表出される自由民権派内琉球処分論派の琉球論の構造的特質をきわめて圧縮すれば、士族糾弾論・帰属論・処分論という三つの支柱に要約しうるはずである。以下において我々は、士族糾弾論・帰属論・処分論の論理的諸相の連動交錯を『朝野』論説を中心に確認する手続きを採る。

三

さて、慰撫開導主義を断念して、琉球への内治干渉主義を対琉政策の主眼目とすることを明治政府に迫った高橋論説の後、明治十二年二月に入り、琉球に再度派遣された松田道之が、琉球藩士族の抵抗に直面し、琉球統合に関する使命を達し得ず帰京するに及んで、『朝野』二月二四日付の論説は、士族糾弾論のオクターブを一段と高くする。

「琉球藩ノ頑愚固陋モ亦甚シト謂フ可シ」[20]とは松田道之を媒介として伝達された明治政府の統合方針に抵抗する琉球士族への憤激であり、「其頑愚固陋ハ素ヨリ該藩君臣ノ醜汚」とまで極言し、彼らが伝統主義的体制に固執し、清国への朝貢臣従の儀礼を断たぬことは、「我邦ノ名誉利益ニ関接スル者蓋シ大ナリ」と強調する。日本政府の命令に服従せず、「悖戻不軌ノ志ヲ遂ゲ」んとすることが、何故に「我邦ノ名誉ト利益」に係わると『朝野』論説は主張しようとするのか。

『朝野』論説の主張は、そもそも琉球は歴史的地理的人種的等々の諸要因をもって「我ガ日本帝国ノ附庸タル」とする日本帰属論に根ざすものであった。

自由民権派に共通して表明される「日本帰属論」の歴史的根拠は、①島津統治支配の歴史的事実②琉球藩の設置③征台の出兵――など三点を骨子とする。

すなわち、慶長年間における薩摩の琉球支配により琉球は「島津ノ威風ニ伏シ琉球島主ハ遂ニ南面シテ

臣ト称シ爾後三百年間常ニ島津氏封土ノ一分ヲ組織」したというが、日本帰属論の第一の論拠である。しかも、島津統治支配が進行する「當時ノ封建政体」の下で、島津氏の上に大将軍、大将軍の上に天子、換言すれば、天皇↓徳川将軍↓島津↓琉球国王という階層的秩序が構築され、天皇と琉球国王との関係は、陪臣島津氏の臣であり、琉球住民は島津氏の臣下琉球国王の臣下として位置づけられる。

しかしながら、封建体制—幕藩割拠体制—の崩壊から「王政維新」による明治新政権樹立の新段階へと移行する中で明治新政府は、明治五年、琉球藩を設置し「琉球島主ヲ封立シテ藩王」とし、華族に列せしめ、以後、種々の国家的、財政的援助を琉球に対して行なってきたこと——これが日本帰属論の第二の論拠である。

加えて、同七年、琉球漁夫虐殺事件に端を発する「台湾蛮地征討ノ師」が、新政権樹立後、初の対外攻略として挙行され、日本政府は自国民擁護の大義名分の下に幾多の人命を消耗し、この危害をも顧みずあえて征台の兵を発したのは、一に「我ガ政府ガ琉球藩ノ小弱ヲ撫育シ保護スルノ大慈悲」に出たものとする温情主義の表明である。

これら種々の「證跡」に照らして、「我国ヲ以テ琉球ヲ処分スルノ権アルハ火ヲ観ルヨリ明カ」と『朝野』は、日本帰属論の論理的正当性を提示し、強調する。

琉球藩士族が清国へ親近を示し、日本政府の命令に抵抗する姿勢に日本の国益、国権の重大な侵害を見てとり、自由民権派がこれを激しく糾弾するのは、まさに日本帰属論の論理的正当性の根拠に立脚して発せられる声であった。

こうして、士族糾弾から帰属論への論理的プロセスは、清への親近性を濃厚にし、伝統主義的な体制への固執を強固に保持する琉球士族の「頑愚固陋」を糾弾しつつ、万国公法の原理に立脚して帰属論の論理的正当性を内外に明示し、琉球をもって「該国ハ本来支那ノ属国」とする清国の主張を「妄誕無稽」と弾劾、排除し琉球に対する「断乎タル処置」を政府に要求するところにある。士族糾弾論・帰属論から処分論への到達は、もはや一歩寸前の距離である。それならば、『朝野』が主唱する〝断乎タル処置〟処分論の具体的プログラムとは何か。すなわち、そのプログラムとは、藩王を華族に列し、琉球士族階級を官吏に任命し、「日本官吏ヲ以テ之ガ政法ヲ掌ドリ百般ノ制度一ニ内国諸県」へとなすことである。

そうすることによって日清間に揺れ動く「該藩民ノ意向ヲ一定シ其旧来ノ諸幣ヲ一掃」、まさに「駸々然トシテ開化ノ区域ニ進入スルヲ得ベキ」とするプログラムである。

こうしてこそ、清国の琉球への容喙を排し、日清間における琉球事件の禍根を断つことになるとする。まことに、『朝野』にとって、「今ヤ之ヲ処スル一アリ曰ク断ノ一字ノミ」なのである。(傍点、原文ママ)

このように、『朝野』が主唱する処分論の具体的方略とは、清国を含む一切の外部勢力の琉球からの排除、国権の貫徹、政治・文化・経済にわたる諸社会生活の「内国諸県」への同一化、一体化——等々を骨子とする統合のプログラムとなる。

こうして事態がまさに『朝野』が主唱し、敷設した方向と明治政府が敷設した方向が合致結合し、琉球処分の「断」が下された後、四月段階において、『朝野』が「之(琉球—筆者)ガ名分ヲ正サヾレバ政府ハ自カラ其ノ国権ヲ喪失スル者」[21]と繰り返し強調、国権伸張の観点から琉球処分断行を「美挙」と賞讃する

のは、けだし当然の帰結であった。

「其ノ廃藩立県ノ英断ヲ今日ニ施コスハ我ガ国権ヲ保持スルニ於テ決シテ已ム可カラザル所」と言う国権論の優位と余りにも劣弱なる民権論の位置――。

しかも、処分後の民意の配慮が「其ノ藩民ヲ懐撫シテ永ク我ガ純良ノ人民タラシメント欲スルニハ亦必ズ其ノ方略アリ」とする「藩民懐撫」の方向にのみ見い出される時、そこにおいて民意の配慮とは、琉球住民・民衆の自発的、自主的意思形成に求むるのではない。あるのは、「政府ハ已ニ断ヲ以テ之ヲ得タリ之ヲ守ルノ道ハ其レ柔ニ在ルカ」とする懐撫・懐柔統治の局面へとそそがれる自由民権派の方略のみである。

かくて、自由民権派は、士族糾弾論の展開において、国権護持、伸張の観点から士族（閥族）を指弾するあまり民衆的視圏を欠落し、日本帰属論の正当性を論及するあまり琉球の複雑な歴史的境位を把握することを怠り、現下の混乱の原由たる薩摩支配三世紀の実態を把握し、その実態に即して、日本〝近代〟と沖縄〝前近代〟との落差、ヒズミを是正する方略も放棄してしまった。

そして、ついに処分論は清国および欧米列強との対外的対抗を主軸とする国権論と分かちがたく結合し、琉球における民権保証の具体的プログラムをも欠落させ、押しなべて内地の文明へと一体化せしめんとする〝文明開化〟路線へとひたすら驀進する。

四

顧みれば、自由民権派にとって琉球問題とは、まさに近代国家における国家主権の排他的行使を建前とする「国権ノ欠典」を回復する行為を意味するとともに、そのような地域社会の民衆の政治的、社会的な諸権利の回復を意味する命題[22]でなければならなかったはずである。琉球問題をめぐる自由民権派の主体性の発揚とは、この意味において、この命題の解決の在り方をめぐって、沖縄民衆の意思を問い、その意思に即して進める方向を模索する所にこそ発揚されうるはずであった。かつまた、そこにおいてのみ政府と立場を異にする在野民権派の琉球問題に対する独自の構想を提示しうるし、沖縄民衆との結合の可能性をも切りひらきうるはずであった。

だが、現実に旧体制の桎梏から解き放たれず、〝頑迷固陋〟の迷夢からいまださめやらぬ民衆の自主的な意思形成に日本と琉球の統合の願いをつなぎ、自主的結合の客観的情勢の成熟を待つ方途は、自由民権派に前途遼遠の感を抱かしめる。加えるに、西欧列強のアジア侵出と言う明治十年代の国際情勢下において横溢する自由民権派のその危機意識は、顧みて沖縄民衆に統合への意思を問うには、あまりにもその琉球論の射程は遠く、かつ切迫する外なる国際情勢へと自由民権派の視点は向けられていたと言える。それゆえに、島津支配三世紀に由来する琉球の実態を適確に把握しつつ、まさに『朝野』自らが主張する「我国権ヲ伸張シ沖縄県民ノ幸福ヲ進捗ス」という琉球統合の基本原理そのものについての具体的、現実的な考察を、この時期の自由民権派に求めても無理かも知れぬ。

かくて、緊迫する国際関係の下において、近代日本の活路を切り開かんとする自由民権派が、明治政府の対琉球政策を支持し、讃美する時、琉球問題の解決とは明治政府の統合政策と自由民権派の士族糾弾

論・帰属論・処分論の主要潮流が奇しくも合流する地平で展開されていくのである。

本稿において筆者は、自由民権派に表出される対外観の一形態としての琉球論の諸相について明治十二年代、琉球処分断行の前後に焦点をあてて琉球論の構造的特質を究明しようと試みた。日清が琉球の帰属をめぐって相対峙する国際情勢の進行の下で自由民権派の政論諸新聞、雑誌に表出される琉球論(像)の明白な亀裂、断層は、まさに琉球論の〝横議〟となって噴出し、民権オピニオン・リーダー間の激しい論戦、争点となって現実化する。[23] その際、近代以前(日本統合以前)の琉球の歴史的境位をどのような形態として把握し、認識するか——このことが自由民権派における琉球論の基本的なフレームを決定する。

本稿で分析対象とした『朝野』、『曙』ラインは、琉球を薩摩の附庸とみなすことによって、究極的に琉球の日本領有・「帰属」の正当性を主張し、それゆえに、清国へと著しく傾斜しつつある琉球士族(閥族)を国権を損傷するものとしてきびしく「糾弾」し、ついに国権貫徹の主要命題の下に「琉球処分論」を提唱するに至る。けだし、これらの潮流をもって士族糾弾論・帰属論・処分論とする所以である。本稿と関連して、この潮流に相拮抗しつつパラレルに形成されつつあったもう一つの潮流との関連については、別稿で検討する所存である。

(注)

(1) 「馬場辰猪自叙伝」(『明治文化全集』第十四巻所収三四三ページ)

(2) 琉球処分に至る政治史的研究については我部政男『「琉球処分」の一考察』(『人文社会科学研究』第三号所収)、金城正篤「明治維新と沖縄」『沖縄県史2』所収)などを参照されたい。

(3) 『朝野新聞』、明治十二年二月二十日、論説(末広重恭)

(4) 『朝野新聞』、明治十二年四月九日、論説「読二日々新聞一」

(5) この課題の近代日本における在り方について我部政男氏は「明治十年代の対清外交―「琉球条約」の顚末をめぐって―」(『日本史研究』第二九号所収)の中で、自由民権派の「沖縄論」について言及し、「明治前期における沖縄問題は、ある意味では人民の権利・幸福を守る民権と国威を外に張ることで国家の独立を全うしようとした国権との結節点」(傍点、筆者)と把握されている。至当な把握と言うべきである。

(6) 『朝野新聞』、明治十二年一月九日論説「琉球処分論」(高橋基一)

(7) 筆者は『朝野新聞』におけるこの論説を「沖縄構想の歴史的帰結」(『中央公論』、昭和四十七年、新年特大号)と題する論稿の中で、自由民権派に底流する強烈な国権拡張意識の表明として把握し、「琉球討伐構想(論)」として定型化し論及したことがある。この論説に対し、同じく自由民権派の『郵便報知新聞』が、翌明治十二年一月十一日の論説「琉球論」において「人或ハ曰ク琉球討スベシ或ハ曰ク琉球征スベシト何ゾ其レ騒然タルヤ」と述べ、琉球は外国ではなく、「我版図内ノ一小島ノミ」とし、その島民は「天皇陛下ノ臣民」であり、したがって、罰すべきはかかる請願行動を貫く琉球の一部「叛民」、「国事叛徒」であって琉球全体の「討伐」ではない――と言下にしりぞけ、「琉球統合構想(論)」を提唱した事実もすでに論及した所である。

(8) 「具禀琉球国法司官毛鳳来馬兼才等為二小国危急一切請有約」の全文は、『朝野新聞』明治十二年一月十日論説「琉奴可レ討」に詳説されている。

(9) 「琉球救国請願事件」の経緯は竹越与三郎「新日本史」(『明治史論集』(一)松島栄一編)に詳しい。

(10) 『朝野新聞』明治十二年一月十日論説「琉奴可レ討」

(11)(12) 『東京曙新聞』明治十二年一月十日論説

(13) 「脱清亡命」とは、明治政府の琉球統合に反対する琉球士族階層の一部が、〝琉球亡国〟の危機意識を抱き、琉球を脱出して清に渡り、清に亡命し〝琉球救国〟を清に訴願する政治活動を総称している。言うなれば、琉球統合を〝亡国〟とみなし琉球王国解体の危機意識から派生した琉球王国ナショナリズムの発現とみなしうる。なお、前記「琉球救国請願事件」の富川らは、このグループのメンバーであり、これら「脱清亡命」の諸相については拙稿「琉球復旧運動の軌跡」(『那覇市史通史篇』

―近刊）を参照されたい。

(14)～(17)　『東京曙新聞』明治十二年一月十日論説

(18)　『東京曙新聞』明治十二年一月十三日論説「読朝野新聞琉奴可討論」（横地敬三）、以下断わりのない限り横地論説である。

(19)　注(7)を参照。

(20)　『朝野新聞』明治十二年二月二四日論説。以下断わりのない限り同一論説である。

(21)　『朝野新聞』明治十二年四月五日論説。以下断わりのない限り同一論説である。

(22)　この課題の民権思想における在り方について、松本三之介氏は市民的価値（民権）と政治的価値（国権）の相拮抗を通じて、「民権運動の実践性は、ともすれば個人の日常的利益を国家的利益よりも軽視し、政治的機能や権力を市民的生活よりも価値的にすぐれたものと考えるような意識に支えられる点が少なくなかった。」（『近代日本の政治と人間』一〇～十一ページ創文社）と指摘される。

(23)　自由民権派における琉球論の亀裂・断層の諸相について、かつて筆者は①琉球放棄構想②琉球討伐構想③琉球統合（処分）構想④琉球自治構想⑤琉球独立構想に類型化し、近代日本における統一的な琉球論の欠落に言及した。（「沖縄構想の歴史的帰結」参照）。松永昌三氏は「民権思想とナショナリズム」（『近代日本思想史』荒川幾男、生松敬三編、有斐閣双書、昭和四八年七月）と題する論稿で、自由民権派の沖縄観と北海道開拓論との思想史的連関を指摘され、拙論に対して言及された。その中で、松永氏は、植木枝盛の「琉球独立構想（論）」における対琉認識と「立志社始末記要」における植木の琉球、近隣諸民族に対する認識とのギャップを批判されている。松永氏のこの指摘に対し、感謝しこの問題に対する筆者の見解を別稿で表明する所存である。

〔附記〕本稿は七二年～七三年にかけて以下の研究団体で発表させていただいた。法政大学沖縄文化研究所の定例研究会（外間守善教授主催）、東京教育大学松本三之介研究室の合宿ゼミ、在京の思想史研究会。以上の研究団体における熱心な討論にここで感謝の意を表したい。